

奥会津地域産品販売促進業務委託仕様書

1 業務名称

奥会津地域産品販売促進業務

2 目的

奥会津の地域産品を一体的にPRする場やコロナ禍以降市場規模が拡大している電子商取引（以下、「EC」という）等のWEB媒体を活用し、地域産品を用いた商品の販売をすることで地域産品のブランド化と販路開拓を図る。

3 業務内容

(1) 地域産品のブランド化

地域産品のブランド化につながるテーマを設定するとともに、テーマのコンセプトに合うブランドデザインの提案や地域産品のブラッシュアップを行う。

ア テーマの設定

地域産品の特長や魅力を訴求でき、ブランド化につながるテーマを設定する。

イ ブランドデザインの提案

アで設定したテーマに基づき催事等でも使用できるパッケージやデザインを提案し、奥会津としてのブランディング・PRを行う。

ウ ブランド商品の開発

イのブランドデザインをもとに、購買者の属性やトレンド、ニーズ等を考慮した商品（既存商品の組み合わせやブラッシュアップでも可）を開発する。（1商品程度）

エ テストマーケティングの実施

各種催事等において地域産品のマーケティングを行い、顧客ニーズの把握と地域産品の認知度向上及びブラッシュアップを図る。

(2) 地域産品の販売

ECサイト内に奥会津地域の特集ページを開設し、地域産品を販売する。

ア 特集ページの開設

特集ページの設計について、以下の工夫等を行うことでページビュー数を増やし、地域産品のPRと購買意欲を高めることとする。

- ・写真等の商品説明及び生産者や商品づくりの背景（ストーリー）の掲載

※上記の情報掲載にあたり、必要な写真素材や生産者の情報等については、必要に応じて受託者が取材・撮影等を行うものとする。

イ 地域産品の選定・販売

(1) に設定したブランド化のテーマに基づき、委託者と協議の上、地域産品を選定・販売する。地域産品の販売にあたっては、以下の基準に沿った商品とする。

なお、販売・PRする商品数は30商品以上とする。

- ・奥会津地域内で生産・製造されている商品
- ・協議会主催の催事での取扱商品

協議会が主催する催事等で販売されている地域産品の中から、人気や売上げの好調な商品を選定。

- ・地域産品の掘り起こし

地域産品ならではの魅力を発信し、売上げ向上が期待できる商品の掘り起こしを行う。

ウ 販売期間の設定

販売期間は地域産品の供給量や売上予測等に応じて委託者と協議の上、設定する。

エ 地域産品のPR

特集ページを効果的に宣伝するために各種SNSやメルマガ等を活用し、地域産品の魅力をPRする。

(3) データの収集・分析

ECサイト利用者の登録情報や、アンケート調査等によりデータを収集、分析する。

ア データの収集

以下のデータを収集すること。

- ・地域産品の販売実績の推移（商品ごとの月別販売数、売上額等）
- ・ECサイト利用者の属性（年齢・居住地等）や購入履歴
- ・特集ページへのアクセス数、コンバージョン率
- ・商品や商品出展者（生産者）の評価等（認知度や購買意向等）
- ・その他必要と認められるデータ

イ 分析

商品出展者の販路開拓や新商品開発、既存商品のブラッシュアップ等に活用するため、上記のデータを分析し、販売促進におけるポイント・改善点等を整理する。

(4) 販売促進体制の構築

ア 地域内事業者が参加する農商工連携部会への出席及び、事業参画者との意見交換会等を複数回行い、事業の説明等を行うほか、地域全体で事業推進していく体制を構築すること。

4 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 成果品

本業務の成果品として、履行期間内に次の書類をとりまとめ、書類1部及び電子データを提出すること。

- (1) 業務実施報告書
- (2) その他委託者が必要とするもの

6 その他

- (1) 契約額には、上記4に関する経費（交通費、宿泊費、消耗品費、資材及び機器の使用料、各報告書の作成に係る費用等）を含む。
- (2) 契約に係る費用については受託者が負担するものとする。
- (3) 業務実施報告書の内容は提出前に委託者とその内容の確認を行うものとする。
- (4) 本業務により知り得た情報を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (5) 業務実施報告書ほか本業務の納品物についての著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者等が事業着手前から有する著作物は除く。
- (6) この仕様書に定めのない事項については委託者と受託者が協議の上決定する。